

事 務 連 絡
平成 1 7 年 8 月 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

フランス産山羊チーズの取扱いについて

今般、EU域内において下記の業者が製造したフランス産山羊チーズが原因食品と疑われるサルモネラ (*Salmonella* Stourbridge) 食中毒が発生し、当該製造者が自主的に当該関係製品を回収しており、一部我が国にも輸出されていたとの情報を入手したところです。

については、当該製造者が自主回収を行っている下記の製品に該当するものが輸入届出された場合には、当該製品の積み戻しを指導願います。

また、今後輸入届出される当該業者が製造した山羊チーズについては、輸入届出を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じ、当室あて連絡願います。

記

- 1 製造者名等
M.Philippe GARROS (CEE : F 09-174-01)
- 2 ブランド名及び賞味期限
 - Le petit fiance des Pyrenees
賞味期限：2005年8月14日までのもの
 - Le cabri ariegeois
賞味期限：2005年7月26日までのもの
 - Le cabrioulet (tomme de chevre)
賞味期限：2005年7月31日までのもの